

インターネット・ドメイン名管理弁法

2017年8月24日工業及び情報化部令第43号により発布 同年11月1日施行

目次

第1章	総則
第2章	ドメイン名管理
第3章	ドメイン名サービス
第4章	監督・検査
第5章	罰則
第6章	附則

第1章 総則

第1条 インターネット・ドメイン名サービスを規範化し、ユーザーの適用な権益を保護し、インターネット・ドメイン名システムの安全かつ信頼可能な運行を保障し、中文ドメイン名及び国別コード・トップ・レベル・ドメイン名の発展及び応用を推し進め、かつ、中国インターネットの健全な発展を促進するため、「行政許可法」及び「保留する必要がある行政審査・認可項目について行政許可を設定する国务院の決定」等の規定に基づき、国際的インターネット・ドメイン名管理準則を参照し、この弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内においてインターネット・ドメイン名サービス並びにその運行の維持・保護及び監督・管理等の関連活動に従事する場合には、この弁法を遵守しなければならない。

2 この弁法において「インターネット・ドメイン名サービス」(以下「ドメイン名サービス」という。)とは、ドメイン名ルート・サーバーの運行及び管理、トップ・レベル・ドメイン名の運行及び管理、ドメイン名登録並びにドメイン名解析等の活動に従事することをいう。

第3条 工業及び情報化部は、全国のドメイン名サービスについて監督・管理を実施する。主たる職責は、次のものである。

- (1) インターネット・ドメイン名管理の規則及び政策を制定すること。
- (2) 中国インターネット・ドメイン名体系及びドメイン名リソース発展規画を制定すること。
- (3) 国内のドメイン名ルート・サーバー運行機構及びドメイン名登録管理機構を管理すること。
- (4) ドメイン名体系のネットワーク及び情報安全管理につき責任を負うこと。
- (5) 法によりユーザーの個人情報及び適法な権益を保護すること。
- (6) ドメイン名と関係する国際協調につき責任を負うこと。
- (7) 国内のドメイン名解析サービスを管理すること。

(8) ドメイン名サービスと関連するその他の活動を管理すること。

第4条 各省、自治区又は直轄市の通信管理局は、当該行政区域内のドメイン名サービスについて監督・管理を実施する。主たる職責は、次のものである。

- (1) ドメイン名管理の法律、行政法規、規則及び政策の執行を貫徹すること。
- (2) 当該行政区域内のドメイン名登録サービス機構を管理すること。
- (3) 工業及び情報化部が当該行政区域内のドメイン名ルート・サーバー運行機構及びドメイン名登録管理機構に対し管理を行うのに協力すること。
- (4) 当該行政区域内のドメイン名システムのネットワーク及び情報安全管理につき責任を負うこと。
- (5) 法によりユーザーの個人情報及び適法な権益を保護すること。
- (6) 当該行政区域内のドメイン名解析サービスを管理すること。
- (7) 当該行政区域内におけるドメイン名サービスと関連するその他の活動を管理すること。

第5条 中国インターネット・ドメイン名体系については、工業及び情報化部が公告する。ドメイン名の発展の実情に基づき、工業及び情報化部は、中国インターネット・ドメイン名体系について調整を行うことができる。

第6条 「.CN」及び「.中国」は、中国の国別コード・トップ・レベル・ドメイン名である。

2 中文ドメイン名は、中国インターネット・ドメイン名体系の重要な構成部分である。国は、中文ドメイン名システムの技術研究及び普及応用を奨励し、及び支持する。

第7条 ドメイン名サービスを提供する場合には、国の関連する法律・法規を遵守し、関連する技術規範及び標準に適合しなければならない。

第8条 いずれの組織及び個人も、インターネット・ドメイン名システムの安全かつ安定的運行を妨害してはならない。

第2章 ドメイン名管理

第9条 国内においてドメイン名ルート・サーバー及びドメイン名ルート・サーバー運行機構（編注：この機構の名称は、第55条第(5)号において定義された機構の名称と異なるが、ここでは中文に忠実に従い日訳した。以下同じ。）、ドメイン名登録管理機構並びにドメイン名登録サービス機構を設立する場合には、この弁法により工業及び情報化部又は省、自治区若しくは直轄市の通信管理局（以下「電信管理機構」と総称する。）の相応する許可を取得しなければならない。

第10条 ドメイン名ルート・サーバー及びドメイン名ルート・サーバー運行機構の設立を申請する場合には、次の条件を具備しなければならない。

- (1) ドメイン名ルート・サーバーが国内に設置され、かつ、インターネット発展関連規画及びドメイン名システム安全・安定運行要求に適合すること。
- (2) 法により設立された法人であり、当該法人並びにその主たる出資者及び主たる経営管理人員が良好な信用記録を有すること。
- (3) ドメイン名ルート・サーバーの安全かつ信頼可能な運行を保障する場所、資金、環境、専門業務人員及び技術能力並びに電信管理機構の要求に適合する情報管理システムを有すること。
- (4) 健全なネットワーク及び情報安全保障措置を有すること。これには、管理人員、ネットワーク及び情報安全管理制度、応急処置事前案並びに関連する技術及び管理措置等が含まれる。

(5) ユーザーの個人情報保護能力、長期サービスを提供する能力及び健全なサービス退出メカニズムを有すること。

(6) 法律又は行政法規所定のその他の条件

第 11 条 ドメイン名登録管理機構の設立を申請する場合には、次の条件を具備しなければならない。

(1) ドメイン名管理システムが国内に設置され、かつ、保有するトップ・レベル・ドメイン名が関連する法律・法規及びドメイン名システム安全・安定運行要求に適合すること。

(2) 法により設立された法人であり、当該法人並びにその主たる出資者及び主たる経営管理人員が良好な信用記録を有すること。

(3) 完全な業務発展計画及び技術方案並びにトップ・レベル・ドメイン名運行管理への従事に相応する場所、資金、専門業務人員及び電信管理機構の要求に適合する情報管理システムを有すること。

(4) 健全なネットワーク及び情報安全保障措置を有すること。これには、管理人員、ネットワーク及び情報安全管理制度、応急処置事前案並びに関連する技術及び管理措置等が含まれる。

(5) 真実の身分情報照合・検査及びユーザーの個人情報保護を行う能力、長期サービスを提供する能力並びに健全なサービス退出メカニズムを有すること。

(6) 健全なドメイン名登録サービス管理制度及びドメイン名登録サービス機構に対する監督メカニズムを有すること。

(7) 法律又は行政法規所定のその他の条件

第 12 条 ドメイン名登録サービス機構の設立を申請する場合には、次の条件を具備しなければならない。

(1) 国内においてドメイン名登録サービス・システム、登録データベース及び相応するドメイン名解析システムを設置すること。

(2) 法により設立された法人であり、当該法人並びにその主たる出資者及び主たる経営管理人員が良好な信用記録を有すること。

(3) ドメイン名登録サービスへの従事に相応する場所、資金及び専門業務人員並びに電信管理機構の要求に適合する情報管理システムを有すること。

(4) 真実の身分情報照合・検査及びユーザーの個人情報保護を行う能力、長期サービスを提供する能力並びに健全なサービス退出メカニズムを有すること。

(5) 健全なドメイン名登録サービス管理制度及びドメイン名登録代理機構に対する監督メカニズムを有すること。

(6) 健全なネットワーク及び情報安全保障措置を有すること。これには、管理人員、ネットワーク及び情報安全管理制度、応急処置事前案並びに関連する技術及び管理措置等が含まれる。

(7) 法律又は行政法規所定のその他の条件

第 13 条 ドメイン名ルート・サーバー及びドメイン名ルート・サーバー運行機構又はドメイン名登録管理機構の設立を申請する場合には、工業及び情報化部に対し申請資料を提出しなければならない。ドメイン名登録サービス機構の設立を申請する場合には、住所地の省、自治区又は直轄市の通信管理局に対し申請資料を提出しなければならない。

2 申請資料には、次のものが含まなければならない。

(1) 申請単位の基本状況及びその法定代表者が署名した法による信義誠実経営承諾書

(2) ドメイン名サービスについて有効管理を実施する旨の証明資料。これには、関連するシステム及び場所、サービス能力の証明資料、管理制度並びにその他の機構と締結した合意等が含まれる。

(3) ネットワーク及び情報安全保障の制度及び措置

(4) 申請単位の信用・名誉を証明する資料

第 14 条 申請資料が整い、法定の形式に適合する場合には、電信管理機構は、申請単位に対し申請受理通知書を発行しなければならない。申請資料が整わず、又は法定の形式に適合しない場合には、電信管理機構は、その場で、又は 5 業務日内に申請単位が補正する必要のある全部の内容を 1 回限りの書面により告知しなければならない。受理しない場合には、不受理通知書を発行し、かつ、理由を説明しなければならない。

第 15 条 電信管理機構は、受理した日から 20 業務日内に審査を完了し、許可し、又は許可しない旨の決定をしなければならない。20 業務日内に決定することのできない場合には、電信管理機構の責任者の承認を経て、10 業務日延長することができ、かつ、期間を延長する理由を申請単位に告知する。専門家を組織して論証させる必要のある場合には、論証期間は、これを審査期間に算入しない。

2 許可する場合には、相応する許可文書を交付しなければならない。許可しない場合には、申請単位に書面により通知し、かつ、理由を説明しなければならない。

第 16 条 ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構の許可有効期間は、これを 5 年とする。

第 17 条 ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構の名称、住所及び法定代表者等の情報につき変更が生じた場合には、変更の日から 20 日以内に原証書発行機関に対し変更手続をしなければならない。

第 18 条 許可有効期間内において、ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構が関連サービスを終了しようとする場合には、30 日前までにユーザーに対し書面により通知し、実行可能な善後処理方を提出し、かつ、原証書発行機関に対し書面による申請を提出しなければならない。

2 原証書発行機関は、申請を接受した後に、社会に対し 30 日公示しなければならない。公示期間が終了して 60 日以内に、原証書発行機関は、審査を完了し、かつ、決定をしなければならない。

第 19 条 許可有効期間が満了する場合において、継続してドメイン名サービスに従事する必要があるときは、90 日前までに原証書発行機関に対し延長継続を申請しなければならない。継続してドメイン名サービスに従事しない場合には、90 日前までに原証書発行機関に対し報告し、かつ、善後業務を適切にしなければならない。

第 20 条 ドメイン名登録サービス機構は、ドメイン名登録代理機構に委託して市場販売等の業務を展開させる場合には、ドメイン名登録代理機構の業務について監督及び管理を行わなければならない。

2 ドメイン名登録代理機構は、委託を受けて市場販売等の業務を展開する過程において、代理関係を主導的に表明し、かつ、ドメイン名登録サービス契約において関連するドメイン名登録サービス機構の名称及び代理関係を明示しなければならない。

第 21 条 ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、国内において相応する応急バックアップ・システムを設置し、かつ、ドメイン名登録データを

定期的にバックアップしなければならない。

第22条 ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、自己のウェブサイトのトップ・ページ及び経営場所の目立つ位置に自己の許可関連情報を表示しなければならない。ドメイン名登録管理機構は、更に自己と提携するドメイン名登録サービス機構のリストを表示しなければならない。

2 ドメイン名登録代理機構は、自己のウェブサイトのトップ・ページ及び経営場所の目立つ位置に自己が代理するドメイン名登録サービス機構の名称を表示しなければならない。

第3章 ドメイン名サービス

第23条 ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構は、ユーザーに対し安全、便利かつ安定的なサービスを提供しなければならない。

第24条 ドメイン名登録管理機構は、この弁法に基づきドメイン名登録実施細則を制定し、かつ、社会に対し公開しなければならない。

第25条 ドメイン名登録管理機構は、電信管理機構が許可したドメイン名登録サービス機構を通じてドメイン名登録サービスを展開しなければならない。

2 ドメイン名登録サービス機構は、電信管理機構が許可したドメイン名登録サービス項目に従いサービスを提供しなければならないが、電信管理機構の許可を経ていないドメイン名登録管理機構のためにドメイン名登録サービスを提供してはならない。

第26条 ドメイン名登録サービスについては、原則として「先申請先登録」を実行し、相応するドメイン名登録実施細則に別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第27条 国の利益及び社会公衆利益を維持・保護するため、ドメイン名登録管理機構は、ドメイン名登録リザーブド・ワード制度（編注：原語は、「域名注册保留字制度」である。）を確立しなければならない。

第28条 いずれの組織又は個人が登録し、又は使用するドメイン名も、次の内容を含んではならない。

- (1) 憲法の確定する基本原則に反対するもの
- (2) 国の安全に危害を及ぼし、国家秘密を漏洩し、国家政権を転覆させ、国家統一を破壊するもの
- (3) 国の栄誉及び利益を損なうもの
- (4) 民族の憎悪又は民族差別を扇動し、民族の団結を破壊するもの
- (5) 国の宗教政策を破壊し、邪教及び封建的迷信を宣揚するもの
- (6) 風説を流布し、社会秩序を攪乱し、社会の安定を破壊するもの
- (7) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人若しくはテロリズムを散布し、又は犯罪を教唆するもの
- (8) 他人を侮辱し、又は誹謗し、他人の適法な権益を侵害するもの
- (9) 法律又は行政法規の禁止するその他の内容を含むもの

2 ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、前項所定の内容を含むドメイン名のためにサービスを提供してはならない。

第29条 ドメイン名登録サービス機構は、欺罔又は脅迫等の不正当な手段を採用して他人に対しドメイン名を登録するよう要求してはならない。

第30条 ドメイン名登録サービス機構は、ドメイン名登録サービスを提供する場合

には、ドメイン名登録申請者に対しドメイン名保有者の真実、正確かつ完全な身分情報等のドメイン名登録情報を提供するように要求しなければならない。

2 ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構は、ドメイン名登録情報の真実性及び完全性について照合・検査を行わなければならない。

3 ドメイン名登録申請者が提供したドメイン名登録情報が不正確であり、又は不完全である場合には、ドメイン名登録サービス機構は、その者に対し補正するように要求しなければならない。申請者が補正をせず、又は真実でないドメイン名登録情報を提供した場合には、ドメイン名登録サービス機構は、その者のためにドメイン名登録サービスを提供してはならない。

第 31 条 ドメイン名登録サービス機構は、ドメイン名登録サービスの内容、期限及び費用を公布し、サービス品質を保証し、ドメイン名登録情報の公共照会サービスを提供しなければならない。

第 32 条 ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、法によりユーザーの個人情報を保存し、及び保護しなければならない。ユーザーの同意を経なければ、ユーザーの個人情報を他人に提供してはならない。ただし、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除く。

第 33 条 ドメイン名保有者の連絡方式等の情報につき変更が生じた場合には、変更後 30 日以内にドメイン名登録サービス機構に対しドメイン名登録情報変更手続きをしなければならない。

2 ドメイン名保有者がドメイン名を他人に譲渡する場合には、譲受人は、ドメイン名登録の関連要求を遵守しなければならない。

第 34 条 ドメイン名保有者は、ドメイン名登録サービス機構を選択し、又は変更する権利を有する。ドメイン名登録サービス機構を変更する場合には、原ドメイン名登録サービス機構は、ドメイン名保有者が自己のドメイン名登録関連情報を移転するのに協力しなければならない。

2 正当な理由のない場合には、ドメイン名登録サービス機構は、ドメイン名保有者がドメイン名登録サービス機構を変更するのを妨害してはならない。

3 電信管理機構が法により解析の停止を要求したドメイン名については、ドメイン名登録サービス機構を変更してはならない。

第 35 条 ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構は、苦情申立受理メカニズムを設置し、かつ、そのウェブサイトのトップ・ページ及び経営場所の目立つ位置に苦情申立受理方式を公布しなければならない。

2 ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構は、遅滞なく苦情申立てを処理しなければならない。遅滞なく処理することのできない場合には、理由及び処理期限を説明しなければならない。

第 36 条 ドメイン名解析サービスを提供する場合には、関係する法律、法規及び標準を遵守し、相応する技術、サービス並びにネットワーク及び情報安全保障能力を具備し、ネットワーク及び情報安全保障措置を具体化し、法によりドメイン名解析ログ、維持・保護ログ及び変更記録を記録し、かつ、保存し、解析サービスの品質及び解析システムの安全を保障しなければならない。電信業務経営にかかわる場合には、法により電信業務経営許可を取得しなければならない。

第 37 条 ドメイン名解析サービスを提供する場合には、解析情報を無断で改ざんしてはならない。

2 いずれの組織又は個人も、悪意によりドメイン名を解析して他人の IP アドレスを割り出してはならない。

第 38 条 ドメイン名解析サービスを提供する場合には、第 28 条第 1 項所定の内容を含むドメイン名のためにドメイン名転送を提供してはならない。

第 39 条 インターネット情報サービスに従事する場合には、その使用に係るドメイン名は、法律・法規及び電信管理機構の関係規定に適合しなければならず、ドメイン名を違法行為の実施に用いてはならない。

第 40 条 ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、国の関係部門が法により展開する検査業務に協力し、かつ、電信管理機構の要求に従い違法行為の存在するドメイン名について解析停止等の処置措置を講じなければならない。

2 ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、自己がサービスを提供するドメイン名が法律又は行政法規が発布又は伝送を禁止する情報を発布し、又は伝送したことを発見した場合には、直ちに解析を除去し、又は停止する等の処置措置を講じ、情報の拡散を防止し、関係記録を保存し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

第 41 条 ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構は、国の関連する法律、法規及び標準を遵守し、ネットワーク及び情報安全保障措置を具体化し、必要なネットワーク通信応急設備を配置し、ネットワーク及び情報安全モニタリング技術手段及び応急制度を確立して健全化しなければならない。ドメイン名システムにつきネットワーク及び情報安全事件が出現した際には、24 時間以内に電信管理機構に対し報告しなければならない。

2 国の安全及び緊急事件処置の必要により、ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構は、電信管理機構の統一的な指揮及び協調に従い、電信管理機構の管理要求を遵守しなければならない。

第 42 条 いずれの組織又は個人も、他人が登録し、又は使用するドメイン名が自己の適法な権益を侵害すると判断した場合には、ドメイン名紛争解決機構に対し裁決を申し立て、又は法により人民法院に対し訴えを提起することができる。

第 43 条 既に登録されたドメイン名が次の各号のいずれかに該当する場合には、ドメイン名登録サービス機構は、これを抹消し、かつ、ドメイン名保有者に通知しなければならない。

- (1) ドメイン名保有者がドメイン名の抹消を申請したとき。
- (2) ドメイン名保有者が虚偽のドメイン名登録情報を提出したとき。
- (3) 人民法院の判決又はドメイン名紛争解決機構の裁決により抹消すべきとき。
- (4) 法律又は行政法規が抹消する旨を定めるその他の事由のあるとき。

第 4 章 監督・検査

第 44 条 電信管理機構は、ドメイン名サービスに対する監督・検査を強化しなければならない。ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、電信管理機構の監督・検査を受け、又はこれに協力しなければならない。

2 ドメイン名サービス業種が自己規律管理することはこれを奨励し、公衆がドメイン名サービスを監督することはこれを奨励する。

第 45 条 ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構は、電信管理機構の要求に従い、業務展開状況、安全運行状況、ネットワーク及び情報安全責任具体化状況並びに苦情申立て及び紛争処理状況等の情報を定期的に報告・送付しなければならない。

第 46 条 電信管理機構は、監督・検査を実施する際には、ドメイン名ルート・サー

バー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構が報告・送付した資料について審査・照合を行い、かつ、それらが法律・法規及び電信管理機構の関係規定を執行する状況について検査を行わなければならない。

2 電信管理機構は、第三者専門業務機構に委託して関係する監督・検査活動を展開させることができる。

第47条 電信管理機構は、ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構の信用記録制度を確立し、それらがこの弁法に違反し、かつ、行政処罰を受けた行為を信用档案に記入しなければならない。

第48条 電信管理機構は、監督・検査を展開する場合には、ドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構の正常な経営及びサービス活動を妨害してはならず、いかなる費用も収受してはならず、知り得たドメイン名登録情報を漏洩してはならない。

第5章 罰則

第49条 第9条の規定に違反し、許可を経ないで無断でドメイン名ルート・サーバー及びドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構を設立した場合には、電信管理機構は、「行政許可法」第81条の規定に基づき、措置を講じてこれを制止し、かつ、情状の軽重に応じ、警告を科し、又は1万元以上3万元以下の罰金を科さなければならない。

第50条 この弁法の規定に違反し、ドメイン名登録管理機構又はドメイン名登録サービス機構が次の行為のいずれかをした場合には、電信管理機構が職権により期間を限り是正するよう命じ、かつ、情状の軽重に応じ、1万元以上3万元以下の罰金を科し、社会に対し公告する。

- (1) 許可を経ないドメイン名登録管理機構のためにドメイン名登録サービスを提供し、又は許可を経ないドメイン名登録サービス機構を通じてドメイン名登録サービスを展開する行為
- (2) 許可されたドメイン名登録サービス項目どおりにサービスを提供しない行為
- (3) ドメイン名登録情報の真実性又は完全性について照合・検査を行わない行為
- (4) 正当な理由なくしてドメイン名保有者がドメイン名登録サービス機構を変更するのを妨害する行為

第51条 この弁法の規定に違反し、ドメイン名解析サービスを提供した場合において、次の行為のいずれかをしたときは、電信管理機構が期間を限り是正するよう命ずるものとし、情状の軽重に応じ、1万元以上3万元以下の罰金を科し、社会に対し公告することができる。

- (1) 無断でドメイン名解析情報を改ざんし、又は悪意によりドメイン名を解析して他人のIPアドレスを割り出す行為
- (2) 第28条第1項所定の内容を含むドメイン名のためにドメイン名転送を提供する行為
- (3) ネットワーク及び情報安全保障措置を具体化しない行為
- (4) 法どおりにドメイン名解析ログ、維持・保護ログ及び変更記録を記録せず、又は保存しない行為
- (5) 要求どおりに違法行為の存在するドメイン名について処置を行わない行為

第52条 第17条、第18条第1項、第21条、第22条、第28条第2項、第29条、第31条、第32条、第35条第1項、第40条第2項又は第41条の規定に違反した場合には、電信管理機構が職権により、期間を限り是正するよう命ずるものとし、

1 万元以上 3 万元以下の罰金を併科し、社会に対し公告することができる。

第 53 条 法律又は行政法規に違法行為に関する処罰について別段の定めのある場合には、関係する法律又は行政法規の定めにより執行する。

第 54 条 いずれの組織又は個人も、第 28 条第 1 項の規定に違反し、ドメイン名を登録し、又は使用し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、関係部門が法により処罰を科する。

第 6 章 附則

第 55 条 この弁法において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ドメイン名」とは、インターネット上においてコンピュータの階層構造式を識別し、及び位置付けるキャラクター標識であって、当該コンピュータの IP アドレスと対応するものをいう。
- (2) 「中文ドメイン名」とは、中文文字を含むドメイン名をいう。
- (3) 「トップ・レベル・ドメイン名」とは、ドメイン名体系におけるルート・ノード下の第 1 レベル・ドメインの名称をいう。
- (4) 「ドメイン名ルート・サーバー」とは、ドメイン名体系におけるルート・ノード機能を引き受けるサーバー（ミラー・サーバーを含む。）をいう。
- (5) 「ドメイン名ルート・サーバー運行機構」とは、法により許可を取得し、かつ、ドメイン名ルート・サーバーの運行、維持・保護及び管理業務を引き受ける機構をいう。
- (6) 「ドメイン名登録管理機構」とは、法により許可を取得し、かつ、トップ・レベル・ドメイン名の運行及び管理業務を引き受ける機構をいう。
- (7) 「ドメイン名登録サービス機構」とは、法により許可を取得し、ドメイン名登録申請を受理し、かつ、トップ・レベル・ドメイン名データベースにおけるドメイン名の登録を完成させる機構をいう。
- (8) 「ドメイン名登録代理機構」とは、ドメイン名登録サービス機構の委託を受け、ドメイン名登録申請を受理し、トップ・レベル・ドメイン名データベースにおけるドメイン名の登録を間接的に完成させる機構をいう。
- (9) 「ドメイン名管理システム」とは、ドメイン名登録管理機構が国内においてトップ・レベル・ドメイン名の運行及び管理を展開するのに必要な主たる情報システムをいう。これには、登録管理システム、登録データベース、ドメイン名解析システム、ドメイン名情報照会システム及び身分情報照合・検査システム等が含まれる。
- (10) 「ドメイン名転送」（編注：原語は、「域名跳転」である。この弁法において同じ。）とは、特定のドメイン名へのアクセスについて、当該ドメイン名がバインディングし、又は割り出すその他のドメイン名、IP アドレス又はネットワーク情報サービス等に転送することをいう。

第 56 条 この弁法所定の日については、明確に業務日とする場合を除き、いずれも自然日とする。

第 57 条 この弁法施行前において相応する許可を取得しないでドメイン名サービスを展開した場合には、この弁法施行の日から 12 か月内に、この弁法の規定に従い許可手続をしなければならない。

2 この弁法施行前に既に許可を取得したドメイン名ルート・サーバー運行機構、ドメイン名登録管理機構及びドメイン名登録サービス機構の許可有効期間には、第

16条の規定を適用する。有効期間については、この弁法施行の日から起算する。
第58条 この弁法は、2017年11月1日からこれを施行する。2004年11月5日に
発布した「中国インターネット・ドメイン名管理弁法」（旧情報産業部令第30号）
は、同時にこれを廃止する。この弁法施行前に発布した関係規定がこの弁法と一致
しない場合には、この弁法に従い執行する。

（中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所